

日本タイ学会 2019 年度研究大会報告

2019 年 7 月 14 日（日）10 時 10 分～45 分日本女子大学目白キャンパス 百 207 教室

『天田六郎氏遺稿、シヤムの三十年など』にみる、1900-1930 年代の在タイ日本人医業者」村嶋英治報告 (murashim@waseda.jp)

在タイ日本人に医業者多し（1945 年迄の泰国日本人会会長に三谷足平、河井為海、小川蔵太、江尻賢美の 4 名→日本人会歴代会長リスト）

1, タイで医業法施行以前は、医業に関する規制（登録免許制など）なく、誰でも自由に開業（治外法権の居住地制限はあるが）できたので、「ダメ医者」はいても「ニセ医師」は存在しない。

タイで洋式医学校が開校したのは 1890 年。1921 年のロックフェラー財団の報告では、当時のシヤムに、洋式教育を受けた医師数は約 450 人（内 40 人は国外）。

仏暦 2466 年医業法（Medical Act, พ.ร.บ. การแพทย์ พ.ศ. ๒๔๖๖）は、医業者の資格審査・登録制度を主眼とし、1921 年 10 月から内務省が立案開始。1923 年 11 月 16 日のタイ官報で、公布された。しかし、公布後 4 年以上を経ても登録官を雇う予算（2 万バーツ程度）がないとして実施されず、ナコンサワン親王が内務大臣に就任後強力に推進して、法改正と医業法施行のための内務省令が 1929 年 6 月 12 日に公布。同内務省令は、一定の医学校卒業者は一等西洋医、学歴はなくとも技倆を認められた者は二等西洋医として登録することを定め、初めて 1930 年にバンコク州で医師登録を実施。登録対象地は 1931 年 6 月にアユタヤ州に拡大、32 年 1 月にはラートブリー、ナコンチャイシー、プラチンの 3 州に拡大した（NAT. ๑.7 ๓.7/5）。立憲革命前に医師の登録が実施されたのは中部タイのみである。それ以外の地域は、登録制度は未だなく、自由開業の状態。

2, 万国赤十字社連盟の第 1 回東洋会議（1922 年末バンコク開催）に出席した佐藤正の著作『白象の国へ』（日本之医界社、1923 年）に見る、在タイ日本人医者。「てんぷら医者」の存在。佐藤の言う「てんぷら医者」は日本の医師免許のない者、今日のてんぷら医者（ダメ医者）のことではない。

3, 在タイ日本医師の二種、①日本の医師免許を有する医者②日本の医師免許のない医者

①- 1, โรงพยาบาลสมเด็จ (Somdech Hospital at Siraja, 現 โรงพยาบาลสมเด็จพระบรมราชเทวีที่ศรี

1902年9月2日開院、三谷足平、藤井兼一、大塩、小澤正、磯部美知、林傳（つたえ）

①-2, 例えば、

早田（そくだ）今朝治（1875年生、長崎県士族）岩本千綱がタイ渡航を手伝い1899年来タイ。1902年8月には台北医院医員

4, 日本の医師免許のない医師（佐藤正の言う『てんぷら医者』）は売薬・医者・写真屋を兼業

日本人「てんぷら医者」のシャムにおける3供給源

a, 三谷足平の病院（日本医院）、江尻賢美、王鏡秋（博愛医院）

b, 塩田厚の日の出薬局 瀧川虎若、（瀬戸久雄）

c, パタニーの瀬島正彦

参考文献

村嶋英治『バンコクの日本人：タイ国日本人会月刊誌クルンテープ連載』、早稲田大学リポジトリ、2018年

村嶋英治編集・解説『天田六郎氏遺稿、シャムの三十年など』、早稲田大学リポジトリ、2019年

ทวีศักดิ์ เพื่อกสม เชื้อโรค ร่างกาย และรัฐเวชกรรม: ประวัติศาสตร์การแพทย์สมัยใหม่ในสังคมไทย, พิมพ์ครั้งที่ 2 (กรุงเทพฯ: สำนักพิมพ์พารากราฟ, 2559)

หอจดหมายเหตุและพิพิธภัณฑ์สุขภาพไทย

I、佐藤正医師の言うシャムの日本人テンブラ医者

赤十字第一回東洋会議出席者が見た日本人倶楽部と日本人医術業

1922年11月29日から12月7日までバンコクで開催された万国赤十字社連盟の第1回東洋会議（The first **Oriental Congress of Red Cross Societies**）に日本赤十字社の代表として参加した蜷川新（1873—1959、国際法学者）は、帰国後1923年3月19日に訪問記を講演した中で、在タイ日本人及び日本人会について次のように述べている。

日本人は幾干[いくばく]ありやと云ふのに、盤谷に百三十人計り居つて、其の中経済的に有力なものは、三井物産と台湾銀行位なものであつて、あとは洗濯屋とか理髪屋とか云ふ小資本の業務の人であり、誠に微々たるものである。私は一夕有志の厚情に依り、日本人倶楽部に招かれて一席の講演を為したが、何分にも在留者の粒が未だ揃はないと公使[矢田長之助]は言つて居つた。又一日外国人に導かれて彼等の倶楽部に招かれて行つて見たが、それ

は立派なものであつて、競馬場もあり、其の他倶楽部としての設備が完全して居るのを見た。而して来場せる婦人でも男子でも皆礼装を着し、立派な紳士淑女であつた。之を見て如何に英国人のコロニーが豊富であり、彼等は金もあり智識もあり勢力もあるかを認めた。是に反して日本のコロニーは如何にも貧弱であるのを見て、日本国民として誠に残念に思つた（蜷川新（法学博士）「南部亜細亜の旅(承前)」、海軍有終会『有終』第10巻8号、1923年8月号、34頁）。

蜷川の他に、第1回東洋会議には、綿引朝光(1883-1952,アメリカで医学を学び、当時東京慈恵会医科大学細菌学教授、のち京城帝国大学医学部教授)、佐藤正（1891年生の若手の内務省衛生局技師、医学博士）も参加した。佐藤は帰国後、『白象の国へ』（日本之医界社、1923年）を刊行した。

佐藤は、日本の公衆衛生の行政官であつただけではなく、学術論文を専門誌にも多数発表している。『白象の国へ』には、タイの医療・衛生状態のみならず、タイの歴史、宗教、社会経済なども短いながらも的確に描かれている。

佐藤は、タイは「現在は医師法もなければ薬局方も持たぬ、コカイン、モルヒネ条例以外に何等の束縛もないと云ふ有様で開業医家にとつては自由の楽天地である」（同書、102頁）と述べ、続けて次のように書いている。

国内を通じて衛生医官や軍医や外国医師を通じても、近代洋医学の素養のある医師は高々五〇名を出でぬ。邦人で盤谷に開業して居る人は現在三四名に過ぎない。全国に約五十名の新しい医師の大部分は、外人医か官職にある医師であつて、無名の開業医は極めて少ない。・・・さて然らば邦人医は如何であるか、一時は可成り多数に昇つて廿名にも垂んとしたと云ふ噂を聞いたのであるが、彼地へ行つて実際の様子を聞くと、これには恐らく彼地で所謂「天ぷら」医を含んでの計算であらうとの話であつた。この「天ぷら」とは売薬の浮浪的行商者を指すのである。美しい鬚髯を蓄へて聴診器を携へ、仁丹や宝丹の摺りつぶした粉末を売る先生であるそう。尤も之れは独り日本人に限つてのみでない、西洋人でもミツシヨンを兼業のいかもの医が相当多数に内地の奥深くに入り込んで居るそうである。

私等が着盤の夜、態々訪問してくれた人々の間に三谷足平氏と小川[蔵太、1895—1978、1934年4月から2年間日本人会会長]氏と云ふ二名の医家があつた。三谷氏は弘前医学校出身で日清戦争頃から同地に在り在留三十余年に亘り診療に従事して日本人会の幹部として尽力されて居る。小川氏は愛知医専出身で最近盤谷に渡来したと云ふ話であつた、此外先頃まで居た慈恵医専出身の磯部知美[正しくは美知、1888—1943]氏は暹羅王室の信任を得て目下さる皇族に随伴して台湾方面に旅行し、やがて欧米に漫遊するとかの噂であつた。此他千葉出身の佐竹氏、愛知出身の武田氏、熊本出身の阿讚[正しくは島根出身で小澤病院勤務の阿讚坊五雄]氏等が在留したとのことであるが我々はその消息をよく知り得なかつた。尚ほ極く最近には東京から女医[神谷りう]が渡航したとの話を聞いた（104—105頁）。

【邦人開業医家の内幕話】 彼の地でシャム人には勿論、在留支那人、印度人にも一番受けの好いのは日本人の医師であるとは聞くも嬉しい噂である。邦人の医師は何れも官吏や公職

にあるのではない、開業医家であるが在留邦人の中でも頗る経済状態の富裕なのは医師であると云ふ。開業医家の主に接する患者はシャム人、支那人、印度人であつて一度開業医としての信用を博すれば大した余得があるそうだ。薬剤師や薬種商の処で診療所を開いて居る人もある。元来が支那や、海外植民地の山奥、シャムの田舎あたりの医師は、所謂日本大医生と金看板を掲げてはあるが、薬局を持つて店を陳列し売薬をも併せて販売して居るのが多い、一見して旅人の眼には薬屋とも思へてならなかつた。

開業医家の薬価や謝礼のことも大体は調べたが此処には略そう。何しろ経済上から観ても需要関係、競争者分布関係から考へても、又た法的関係から観てもシャムは開業の医師の自由郷と云ふ有様である。生活費は極めて低廉である、相当の門戸を張ても家賃が安い。通弁やボーイに支払つても月々四〇〇チコール[バーツ]も費せば自動車に乗廻はして往診が出来るらしい。歯科医の活動は一層有望であつて現在は外国人も入り込んで居ない、殆どいかも師の横行に委して居る状態であると云ふ（106—107頁）。

タイにおける最初の医師法は、1923年11月16日に施行地をバンコク州に限って公布された医業法 (พ.ร.บ.แพทยศ พ.ศ. ๒๔๖๖) である。この法律により、一切の医術業者（内科医、外科医、助産、歯技手、獣医、薬剤、看護、按摩、及び病人に対するその他の治療）は、新設の医術会議から資格の認定を受け、登録されることが必要となった。これに違反する者には、罰則が課された。[前述のように実際にバンコク州に施行されたのは1930年]。医学校卒業の学歴がない者でも、技倆が認められれば二等西洋医として登録することができた。この法律施行以前から、医術業を営んでいた者の多くは資格を認定され登録されたものと思われる。これは日本における最初の医師試験と免状に関する規則（1876年1月12日内務省達乙第5号）が「自今新に医術開業せんと欲するものは左[略]の試験を遂げ免状を授くべし但し従来開業の医師は試験を要せず」（『法令全書』）としたのと同類の扱いであろう。

お蔭で、日本の医術開業免状を有せず、もしくは1906年5月2日の官報に公布された医師法に基づく医師免許（①帝国大学医学科卒業者、②文部大臣指定の官公私立医学専門学校医学科の卒業者、③医学専門学校卒業者で医師試験に合格した者などに与えられた）を取得していなかった者（佐藤正の言う「てんぷら医者」）でも、タイで医者としての実績があれば登録できたのである。

お蔭で、日本の医術開業免状を有せず、もしくは1906年5月2日の官報に公布された医師法に基づく医師免許（①帝国大学医学科卒業者、②文部大臣指定の官公私立医学専門学校医学科の卒業者、③医学専門学校卒業者で医師試験に合格した者などに与えられた）を取得していなかった者（佐藤正の言う「てんぷら医者」）でも、タイで医者としての実績があれば登録できたのである。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人（連載95回）、戦前の日本人会の所在地」、『クルンテープ』（タイ国日本人会会報）2018年7月号。（早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』594-595頁）

II、近藤誠医師の言う「テンプラ医者」

「医療界の問題点としては、①「テンプラ医者」（白衣を着て立派に見えるが、知識や能力が足らず、安価な天井のエビのように中身が貧弱）のオンパレード、②製薬会社の介入、③厚生労働省の思惑、④日本の人口構造などがあります。以下では①を重点的に、②～④は手

短に解説することにします。

①の**テン普拉医者**は戦争直後からの日本の伝統です。十五年戦争で従軍軍医の必要に迫られた日本は、短い養成期間で大量の軍医を養成してしまい、戦後、彼らに医師免許を与えたので、日本には未熟な医者が溢れかえりました。もっとも人びとは貧しく、多少のことで医者に行かず、格別問題は生じなかったのですが、一九六一年に国民皆保険制度ができること一変しました。人びとは医療機関に殺到し、田舎にビルが建ったら医院か病院だという空前の医療ブームが現出し、開業医を主体とする日本医師会が力を得たのです。

医者の質の低下には、七〇年代に入ってからの「一県一医大」構想を初めとする医学生の急増策が輪をかけました。数千万円で裏口入学できるような新設私立医大が乱立したからです。一方日本医師会は、医者の専門性を高めようとする動きを牽制し、開業医の既得権益を守ってきた。そのためもあって、それぞれの学会が設けた専門医制度の中身が薄くなり、多くの専門医がアマチュア的なまなのです。専門医制度を欧米並の厳しいものに変えようと、「日本専門医機構」が今年設立されましたが、抵抗勢力は強大で、妥協に妥協を重ねています。

テン普拉医者の典型的な診療方法はクスリ漬けです。ウイルスに抗生物質は効かないのに、カゼにも大量に処方して、かつて世界生産量の七割が日本で消費され、薬剤耐性菌の蔓延を招いた歴史があります。インフルエンザ治療薬のタミフルも、実際には無意味・有害という研究があるのに、世界生産量の八割が日本に流入しました。

処方されるクスリの数が多いことも特徴です。欧米には、もし五種類以上のクスリが処方されたら医療のラチ外の行為である、との格言があります。クスリ同士が相互に効果を高めあい、作用や副作用が数倍、数十倍になることがあるし、クスリの種類が増えるほど相互作用が複雑になり、どういう結果が生じるか予想もできないからです。

ところが日本では、開業医でも大病院でも、患者一人に五種類以上が処方されることがザラで、十種類以上も珍しくない。慶応大学病院でも内科系診療科を中心として、多種類処方は目に余るものがありました。近年、健康保険の支払い基準が変わって、七種類以上のクスリを処方すると診療報酬がカットさるようになり、病院執行部があわてて医者たちにハッパをかけ、やっと処方数が少し減ったという、**テン普拉医者だらけの現実**があるのです。

クスリを多種類飲んでいる多くの患者には、体調不良になってボケてきたり、フラフラして転倒して寝たきりになる人が数限りなくいます。・・・

テン普拉医者は検査も大好きです。体の不調を感じて医療機関へ行くと、ろくに診察もしないで「まず CT」。問診や視触診で病気を診断する自信がないため、画像所見に頼ろうとするのが一因です。かつて世界の CT 装置の七割が日本にあり、現在も世界に比類のない CT 被ばく大国になっていて、毎日数十人が CT 被ばくのために発がんしていると推計されています。

人間ドックなどの健診もその発端は、**テン普拉医者**たちのデータを軽視した、根拠なき思いこみにありました。前述したように欧米では、比較試験をしてから健診の導入を決めよう

というプロ意識が行き渡っていたため、健診が開始されることはなかった。これに対し日本の人間ドックは、医者たちが戦後、検査をすれば何かの役に立つのではないか、という程度の認識で始められたのです。そういう中に文化勲章受章者の日野原重明氏がいて、人間ドック開始・普及の音頭を取っていたことに驚かされます」(近藤誠(元慶応大学病院医師)「健康診断が私たちを不幸にする」、『文芸春秋』2014年11月号、116-118頁)

Ⅲ、三谷足平(1860-1924)

前号にも書いたが、宮崎[滔天]のタイ行きまでのプロセスを繰り返すと次のようになろう。

1895年7月末8月初めの頃、神戸に一時立ち寄った宮崎は知人檜前の紹介で、初めて岩本と相知った。中国革命志向の宮崎は岩本からタイには華僑が多いことを聞いて、タイに渡って華僑の間に中国革命の基礎を作ることも一選択肢かも知れないと思いついた。その時の岩本は、8月後半には移民、大谷津直麿および数名の同行者とともにタイへ出発する予定であった。岩本に同行する予定の者は8月半ばに旅券を取得した。・・・海外渡航株式会社は、数少ない出張所をタイに置いたのである。しかし、その意気込みにも拘わらず、結果を先に言えば、タイ移民事業は当然の如く失敗した。失敗の責めは、五里霧中の中で手探りを試してみた海外渡航株式会社と同社代理人宮崎の両者が負うべきだと思われるが、宮崎は自らの非力、努力不足を反省するどころか責任を他人に転嫁して、糊塗弁解に努めているように見える。宮崎滔天はタイから帰国した後は、孫文らの中国革命を献身的に支援した好漢であるが、在タイ時代は移民会社に雇われた一従業員という立場上、小心であらざるを得なかったのだろうか。

宮崎の責任転嫁の所為で、彼から必要以上の筆誅を受ける不運に見舞われたのは、三谷足平(1860-1924)である。三谷は岩本千綱より3歳ほど若いだけで、岩本と同世代である。三谷は、最近創立百周年を祝った泰国日本人会の初代会長の医師であるが、1895年当時は日清戦争の召集命令を無視して来タイしたばかりであった。バンコクで開業しようにも、バンコク在住の日本人は数十人に過ぎず、またタイ人や華僑の患者を診るには未だ言葉もできず信用もないので、患者を見つけることは困難であり、食い詰めて難儀していたものと思われる。そのような状態の者が、手っ取り早く金銭を手にする選択肢の一つは、同国人から上前をはねることであった。三谷が標的にしたのは、宮崎が引率して来た20名のタイ移民である。「暹羅殖民始末」で宮崎は次のように記している。

20名の移民は、タイ到着後1週間にして、「石橋[禹三郎]氏の周旋に依り五人は日本商店に、十五人は盤谷船渠会社に労役することとなり、茲に皆生計の道を得て安堵の思ひをなせり。此時船渠会社は一ヶ月十二円の賃金を給することとなし、三ヶ月を過ぎて猶ほ六十銭に直[値]上することを約す。日本商店に於ても男十二円、女八円の約を以て労役に服せり。彼等は[暹羅]殖民会社に依つて農業に従事するの望みは已に失ひしと雖も最後の決心たる仁左[山田長政]の暮[墓]畔に餓死するの患は乃ち免るるを得たるなり。三谷足平氏の奸策及移民の変動、斯くて移民、船渠会社に働くこと数日、余[宮崎]は彼等が言語に通ぜざるを以て、通訳の為に日々此処に通勤して傍ら監督の務めをなせり。彼等が軽快敏捷なる働きには、

従来支那人暹羅人を相手としたる役員等、実に舌を巻いて驚嘆し霎時[少しの間]にして日本労働者の名声を高からしめたり。于時一日、彼等の中八人のもの、余に來り、アイチャ[アユタヤ]鉄道工事に勞役せんことを乞ふ。是れ船渠会社に比して賃金高直[値]なるを以てなり。余自ら一応探驗の上、風土氣候の身に適するや否やを確かめて後にあらざれば許すこと能はざるを以て答ふ。彼れ等探驗の時日を問ふ。余、今より此事を会社[海外渡航株式会社]に照会し許諾を受けざる可からざるを答ふ。彼等甚だ時日の遷延を憂ふるものの如く、直に工事に従はんことを切望して止まず。余遂に之を許さず。利害得失を説いて慰諭するもの數回、彼等聞かず。一片の離縁狀を余に与へて会社の關係を絶たんことを企つ。其文面に曰く、

私共今般貴殿の説諭に従はず、三谷足平氏の尽力に依り鉄道工事に到り候上は
 仮令[たとえ]如何なる事情に遭遇するも、更に貴社の御補助に預り不申候間、為後
 日右如件に候

広島海外渡航会社代理人御中 移民八名 印[宮崎は『三十三年の夢』では、8名ではなく6名と記している]

事既に茲に至る、亦如何ともなすべきなし。余一夕酒肴を求めて彼等八人を招き、離別の宴を催し且つ告げて曰く、汝等我命を用ひずして鉄道工事に到らんとす。是れ余が大に遺憾とする處なり。汝等已に会社の關係を絶つと雖も、若し誤て病を得て窮困に陥るあらば、直に帰り來つて助けを求めよ。余正に応分の便宜を与ふべし、帰り得ざるものは之を報ぜよ我行いて助く可しと。彼等皆首を垂れて泣く、而も一人の我命に従はんと云ふものなく、得隴望蜀[隴(ろう)を得て蜀を望む]の念は少しも變ずる處なし。彼等已にブカノン[ブカヌン]に於て日本人慘死の狀況も之を聞知し乍ら、一身を忘れて覆轍の後を追ひ、瘡痍の中に分け入んとす。唯是れ一片郷国の妻子父兄をして、一日も早く安樂の生活をなさしめんと欲するの心情禁じ難きによる。嗚呼、亦憐む可からざらんや。嗚呼、彼等をして此の如き冒險の念慮を起さしめたるものは誰ぞや。是先きに山口県の移民[第1次タイ移民団]を煽動して殖民会社に反抗せしめたる三谷足平氏乃ち其人なり。氏は青森の人、曾て身軍籍にあり。私[ひそか]に脱して清国上海に入り、醜業婦を妻として医業を営む。日清の衝突起らんとするに際して、政府は一片の召喚狀を發して彼れが帰朝を促す。氏逃れて香港に到る。茲に亦同様の事に逢ひ、一身を隠すに處なく、終に日本の領事公使館なき暹羅に入りたる也。時に鉄道工事受負人スミソンなるものあり。同じく日本人の醜業婦を妾となす。而して三谷氏の妻君とは元、同業親睦の間柄なりしを以て、相親んでスミソンと相知るに至れる也。此の因縁を以てスミソン日本労働者を熱望し、三谷氏乃ち其機に投じて、一ヶ月労働給金三十円の定約をなし、而して移民を煽動せり。更に移民と三谷氏の間結ばれたる契約は大略左の如し。

第一条 移民の労働時間を十時間となす事

第二条 移民の月給は十五円となす

第三条 移民の食料は三谷之を引請る事

第四条 移民若し疾病により二日以上休業せるときは月給の割合を以て引去ること

第五条 疾病の故を以て暹羅に在留すること不可なりと認むる時は三谷氏は一時其

旅費を立替る事

依之見之、三谷氏はスミソンより一人一月三十円の給金を徴収し、而して移民に対しては唯其半を給するものなり。則ち中間の十五円は、氏が収めて以て懐中のものとなすものなり。当時氏の名声は在留日本人中に一分の信用なく、猶ほ能く其不当の契約さへ履行し得るや否やを疑へり。依つて重なる日本人は、移民に対して懇切に此行の非なるを諭せり。而も彼等終に従はず、三谷氏に誘はれてアイチャ[アユタヤ]鉄道工事場に向ふこととなりたり。余[宮崎滔天]は彼等八人の移民が此行を以て軽々看過するを得ず、且つ他に暹羅移民に対する要件を帯びて一旦打合の為め後事を山田、柳田[亮民]の両氏に托して帰国せり。是を十二月[1895年12月]下旬の事となす。渡航会社[海外渡航株式会社]との交渉埒[はかど]らず、余且病を得て再渡暹の期を遷延し、二十九年三月[1896年3月]長崎を發して再び暹羅に入る。余帰朝中の出来事は両代理の報告に依つて知了するを得たり。曰く、三谷氏は移民月給をスミソンより受取り、之を懐にして盤谷に帰り去りし事、及スミソンより托せし金員を消費して自家の用に供し去りしこと、此二件によりてスミソンは大に憤激し、三谷氏との契約を解除し、移民をして同氏との関係を絶たしめたること、及び余の帰国後、他に七人の移民、余が留守中の代理人たる山田柳田両氏の説諭を用ひず、先発者と同様の離縁状を与へて、鉄道工事に赴きたること等なり」(国民新聞 1897年8月3日号)。

宮崎はコーラート鉄道建設のことを、アイチャ[アユタヤ]鉄道工事と言っている。しかし、この時点では、鉄道工事はアユタヤを超え、サラブリーも過ぎて、熱帯熱マラリアが猖獗を極める山中に入っていた。宮崎は『三十三年の夢』では、この鉄道工事を、「アイチャ」とは言わず「タルラック」の鉄道工事と書いている。「タルラック」は、多分岩本千綱が「タツコン」村と称したものと同一で、タップクワーンを指すものと思われる(2013年12月号参照)。

三谷足平については、昨年刊行された泰国日本人会百年史の拙稿中に述べたが、ここでいくらか情報を追加して、在タイ日本人社会の名士に転じる以前の三谷について触れておきたい。

三谷足平は、弘前藩の御用刀研師の家系に生まれた。父の三谷仏句は、津軽の著名な俳人である。三谷は父親の俳友である藩医(近習医)北岡太淳のもとで医学修業を開始した(『大浦山誌』、海蔵寺住職花田正道発行、弘前、1944年、24-25頁)。

アジア歴史資料センターのウェブ・サイトで「三谷足平」を検索すると、次の3つがヒットする。これから海外に出る前の三谷について次のことが判明する。

まず、『内務省衛生局報告第廿五号』(明治14年[1881年]7月15日発行)に「成規の試験を経及東京大学医学部の卒業証書に拠り(本年六月中)開業免許を授与したる医師並薬舗人名を左に報告す」とあり、報告氏名中に「内外科 青森県下 三谷足平 廿一年二月」とある。これから、1860年4月生の三谷足平は、21歳2ヶ月時の1881年6月に、試験に合格して医師の開業免許を得たことが判る。

次に「非職将校都合に依り東京府下寄留の儀に付申越 非職陸軍三等軍曹(マ) 三谷

足平

右の者今般都合に依り東京府下神田区小川町四番地に寄留致度旨願出の趣許可候に付此段申越候也

明治二十年四月二日

仙台鎮台司令官佐久間左馬太

陸軍大臣伯爵大山巖殿」とあることから、三谷は医師免許取得後、陸軍の三等軍医に採用され、仙台の第二師団に所属していたが、その後非職（休職）となり、1887年4月には東京に上京したことが判る。彼は休職扱いのまま多分東京で医業に従事していたと思われる。

更に、『陸軍省大日記』に「召集取消の文字誤記の件通牒」と題した次の文書がある。
「師第四九号 課長より第二師団参謀長へ通牒案 貴師団御所権[?]休停職及予後備将校等団隊等配属中姓名不見当もの御取調の儀師第四七号を以て及御照会候処該人名中三等軍医三谷足平酒井米誠の頭書召集取消とあるは誤記に付御取消相成度然処三谷は失踪に付至当の御処置可有之候此段右通牒旁々申進候也 廿七年八月卅一日」

日清戦争の勃発により、休停職及び予後備将校も召集されたが、1894年8月末には休職中の三等軍医である三谷は無届けのまま行方不明になっていることが判明した。この時点で処罰手続きが開始されたものと思われる。

1901年4月に三谷が、バンコクで詐欺取財事件の被告として領事裁判にかけられた際、4月14日、篠野乙次郎領事は三谷の前歴について、本省に「三等軍医三谷足平は欠席判決の言渡を受て居る者なるや又同人は弘前親方町一番地に住居したるや」を電報で問い合わせた。これを受けて、杉村外務省通商局長が、中岡陸軍省人事局長に照会したところ、5月16日付で次の回答が寄せられた。即ち、

「予備陸軍三等軍医三谷足平

右去る明治二十八年十月廣島地方裁判所に於て充員召集不応の件に抛り輕禁錮二ヶ月の欠席裁判あり 本人当時の住居は弘前市大字親方町廿四番なり」（外務省記録 4.1.4/41「日本に於て欠席裁判判決を受けたる三谷足平の詐欺取財被告事件に関し在暹羅帝国公使より伺出一件）」、と。

三谷は、日清戦争終結後の1895年10月になって広島地方裁判所で充員召集不応に依り、本人不出頭のまま輕禁錮二ヶ月の判決を受けたのである。上述「暹羅殖民始末」が記すように、当時、三谷は日本領事館のないタイに渡っていたので、判決はあったものの、日本で服役させられることはなかった。

この刑罰回避が、問題にされたのは、1901年4月初旬に篠野領事が派遣した領事館付警察官によって三谷が逮捕された際である。三谷逮捕の真の目的は、彼が起こした詐欺事件について領事裁判にかけるためであったが、逮捕はよく知られている軍逃亡の嫌疑を理由としたようである。

当時、三谷はスラサックモントリー元農商務大臣の庇護を受けてシーラーチャーの病院で医師をしていた。本誌2012年3月号に示したように、三谷足平は1895年1月18日に

在バンコク日本人が、ワチラーウット親王の立皇太子を祝ってテーワウォン外相に奉呈した祝詞に石橋禹三郎、大谷津直麿とともに、住所をスラサックモントリー邸として名を連ねている。三谷も、岩本千綱、石橋禹三郎、宮崎滔天らと同様、来タイ直後からスラサックの庇護を受けた一人なのである。しかも、その親分—子分関係は、前三者より長続した。

スラサックは子分三谷の逮捕に猛然と反発し、三谷の釈放を要求して稲垣満次郎公使を面罵した。

その内容を稲垣はテーワウォン外相に語り、同外相は 1901 年 4 月 9 日付で国王秘書長官ソムモット親王に次のように報告した。

「稲垣公使がテーワウォン外相に言うには、スラサックは稲垣の名誉を害する発言をいくつも行った。スラサックは三谷逮捕に関して、日記帳に記している通りに印刷するつもりだと言ったことが一つ。スラサックは、かつてバンコクを訪問した川上[操六]将軍と、暹羅と日本との間に何か問題が生じたら互いに連絡を取り合って協力して解決しようと合意しているので、川上将軍に連絡して稲垣公使を本国に召喚をさせると言ったことが一つである。

テーワウォン外相は稲垣に次のように答え、かつ質問した。

事件が終了した時に、スラサックに三谷を返せば、スラサックは満足するだろう。ところで、三谷は日本領事館に登録を求めているのに、領事は登録を拒んでいるというのが本当か。もし、事実ならその理由は、と。

稲垣公使の答は、三谷が登録を求めたのは藤田領事の時代からであるが、三谷は、軍を逃亡した嫌疑があり、かつ本当の名前が何であるのか不明であるからだろう。この人物は 4 つも名前があり、間違いなく悪人だ。フランス領事が日本人保護を依頼されていた時代にも、三谷は一回財産没収の判決を受けている。それでバンコクに居ることができず、ナコンラーチャーシーマーに逃げていた。稲垣公使が最初にバンコクに着任した時[1897 年 5 月]にも、フランスの領事裁判所が債務弁済に充てるために差し押さえた三谷の私財のうち、僅かに残ったものの返還を受け取ったほどである。どうしてスラサックがこのような人物を使うのか不思議だ。スラサックは、稲垣に日本人から何回も騙されたと愚痴ったことがあるのに。例えば、パーサコラウォンがプラヤー・リットティロンロナチェート駐日公使に通訳として付けてやった山本[安太郎]は、かつてスラサックの通訳をした時に盗みを働いたことがある、と（タイ国立公文書館史料 Ro.5 So.13/25）。

本号に掲げる、東京日日新聞 1921 年 8 月 21 日号の記事に、三谷はスラサックに従って、プレーにおける土匪の反乱鎮圧に軍医部長として参加したと記されているが、これは 1902 年 7 月に生じたギオ（シャンまたはタイヤイに同じ）の反乱のことである。本当に三谷が参加したのか否か、未だ裏付けとなる史料は目にしていないが、三谷が親分スラサックの庇護に感謝して参加した可能性はある。

ところで、稲垣はテーワウォン外相に、日本政府が在タイフランス領事に在タイ日本人の保護を依頼していた時期（1895 年 9 月—1897 年 3 月）にフランスの領事裁判により債務

弁済の命令を受け、私財を差し押さえられたことを語っている。これは本号引用の国民新聞記事にある、三谷がスミソンとの約束を守らず、移民の給料を持ち逃げした事件で、スミソンが訴えたためであろう。

どういう因果関係かは定かではないが、兎に角、1895年10月は三谷にとって、大変な時期であった。本国では欠席裁判で有罪判決を受けた。バンコクでは宮崎が連れてきた移民を横取りしてコーラート鉄道建設苦力としてスミソンに斡旋して、纏まった金を手にしたが、直ぐに約束を反故にしてバンコクに逃げ帰った。その結果、スミソンに訴えられてフランス領事の領事裁判でバンコクの私財は差し押さえられた。三谷は、コーラートに逃げて、ほとぼりの冷めるのを待った。

さて、三谷の1901年の詐欺事件では、領事裁判の結果次のように判決が確定した。

公第二一号

詐欺取財犯三谷足平に対する裁判確定の件

青森県平民三谷足平は本月十三日当館に於て詐欺取財被告事件に付重禁錮四月罰金八円監視六月の判決を受け翌十四日控訴申立候処去二十日に至り控訴を取下げ裁判確定致候に付別紙判決書写相添此段及報告候

敬具

明治三十四年五月廿四日

在盤谷 領事篠野乙次郎

外務大臣 加藤高明殿

判決書

青森県弘前市親方町十八番地

平民戸主

当時[現時]暹羅国シーマハラチャ[シーラーチャー]居住

医業

被告 三谷足平 四十二年

右三谷足平に対する詐欺取財被告事件を受理し審理を遂げ判決すること左の如し

判決主文

被告三谷足平を重禁錮四月に処し罰金八円を付加し六ヶ月の監視に付す

理由

第一 被告三谷足平は明治三十三年四月日不詳盤谷府バンモー街マクリン商会に到り其の所有の黄楊木材を日本へ輸出すれば需要莫大なるを以て一本に付金五円位の高価を占め居り大に利益ある旨を説述し其の木材は劣等品なるを一千百本に対し墨銀三千二百一弗七拾仙の荷為替を付せしめ被告は前金として前記マクリン商会より暹銀千六百五拾銖を受取りマクリン商会の名義を以て東京暹羅貿易商会渡辺知頼へ宛て輸送せり然るに渡辺知頼に於て委託販売の予諾もなきに突然荷為替付黄楊木材の到着したる通知に接し之を引受るべき

責任なきも損毛なき限りは引受くる積にて人を派し検査したるに全部多くは小材にして荷為替金額の大凡三分の一の価に過ぎず依て引受方拒絶に及べり爾後取扱銀行よりマクリン商会へ宛て報道あり品質劣等なるに因り競売に付するも其損失大なるべく且庫敷保険料等の費用益嵩む由申越したるに由り同商会は被告に対し其の処分方問合はするに被告は毫も之に応ぜず尚屢々手紙及電信を以て処分方相談の為め来盤を促すに事故に托して来らず又其処分方に付一言の応答も為さず果して正当に契約を履行するの意志あらば速に処分するは被告の利益なるに拘はらず数箇月間今日に至るも尚ほ之を顧みざりしものなり之を要するに被告は当初より其の目的黄楊木材を輸出して利益を得んとしたるに非ずしてマクリン商会をして利益ある希望を抱かしめ財物を詐取したるにあり其の事実は当館付警部内藤弘の告発書渡辺知頼の始末書被害者マクリンより提出せし第一号乃至第十七号書類並当法廷に於ける被告の供述等により証憑充分なりとす

第二 被告は明治三十二年九月日不詳当府バンモ一街日暹商会に到り詐欺の手段を以て暹銀五百銖及サロン二百五拾枚（代金貳百五拾銖）を騙取したりとの事実は証憑充分ならず以上第一の所為は刑法第三百九十條に該当する詐欺取財犯なるを以て同條を適用し二月以上四年以下の重禁錮に処し四円以上四十円以下の罰金を付加し同第三百九十四條に依り六月以上二年以下の監視に付すべきものとす依て主文の如く判決す

明治三十四年五月十三日在盤谷日本領事館に於て検事外務省警部内藤弘立会宣告す

領事 篠野乙次郎（前掲、外務省記録）

三谷は1901年5月13日にバンコクの日本領事館の監獄に入獄し、同年9月9日満期出獄した。判決により1902年3月9日まで6ヶ月の監視中であつたが、1902年1月15日以後31日まで命令に反して領事館に出頭しなかつた。その罪により同年2月19日に領事裁判により20日間の重禁錮の判決を受けることとなつた。服役後6ヶ月の間は半月に一回、領事館に出頭せよという命令は、バンコクに居住しているのならいざ知らず、シーラーチャーから出頭するのは負担であつたのは間違いない。

なお、1901年に逮捕した当初、日本領事は三谷を本国に送還して、召集不応の刑罰も受けさせようと試みたが、送還には警察官の同行が必要であり、警察官の手配ができず、沙汰止みとなつた。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人（連載第45回）、日本人タイ研究者第一号岩本千綱31回」、『クルンテープ』（タイ国日本人会会報）2014年4月号。（早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』232-237頁）

1905年8月のバンコク領事の下記報告によれば、当時において在タイ日本人医師は三谷足平一人しかいなかったからである。[村嶋注、正しくは、この時期にシーラーチャーのソムデット病院に藤井兼一医師がいた]

「外国に於て開業せる日本医師の住所氏名取調雑件」

明治卅八年九月十日接受 通商局

公信第四十四号 受第一二七一一号

当地に於て開業せる本邦医師の件に関し六月廿二日付送第九号を以て取調方御申越の趣了承致候目下当地に於て開業せる者は左記壺名に有之候間此段御回答申進候也

明治三十八年八月十五日

在盤谷 領事田邊熊三郎

外務省通商局長石井菊次郎殿

青森県弘前市親方町一番地

当時盤谷府バンモー街在住 三谷足平（外務省記録 3-11-1/23）。

1920年7月、高橋バンコク領事は、台湾総督府に提出した、次の「盤谷に於て日本病院設立希望の件」を内田外務大臣に参考のため送付した。

領公第25号

大正9年7月21日 在盤谷領事高橋清一

外務大臣子爵内田康哉殿

盤谷に於て日本病院設立希望の件

本件に関し別紙写の通台湾総督府へ及御照会候条右御査閲相成度此段申進候 敬具

大正9年7月21日

在盤谷高橋領事

台湾総督府 高田総務長官代理殿

拝啓陳者暹羅に於ては医術の進歩極めて幼稚にして此方面に於て先進国医師の助力を必要とする事情は毫も支那に譲る所あらず是れ当国官辺及民間に三十余名の欧米人医師あり外数名の邦人医師開業し居る所以なるべきも是等小数外医の活動が当国医療上の欠陥に対し充分なる補足をなし能はざるは勿論に有之而して盤谷に於ては支那人（中華民国人の外、暹国籍者其の他支那人種にして支那人の生活を営めるものを総称す）頗る多く就中小店舗は概ね支那人の経営に係れり而して盤谷の支那人は人種に於て思想に於て南方支那の系統に属し近年支那の国論に響応して動もすれば日貨排斥を試みんとす然れば盤谷市に於て日本側の管理する病院を開き最新の設備を施し優秀なる医師を派遣し支那人患者を本位とし暹人を副とし当地医療界の欠陥に対し応分の貢献をなすに於ては啻に仁術の本旨に適するのみならず対支対暹外交上に裨益し延ては我南洋貿易の発展にも資する所あるべきは疑を容れず又○向き小数乍ら在留邦人が日本病院の新設により多大の安心と便益を得べきことは申迄もなし

千九百十九年末に於ける盤谷在留欧米人医師の数十九名内歯科医三名あり欧米医師の過半は開業医にして他は暹羅政府の傭聘に係り衛生局医官、官立病院の医師、医科大学講師、伝染病研究所長等たり目下盤谷に於て邦人開業医五名あり何れも暹人及支那人を重要なる得意とす

暹国内地には十一名の欧米人医師在留し居り内九名は米国長老教会派遣の伝達医にして他の二名は暹国政府医官なりとす

尚内地には右の外 International Health Board (ロックフェラー財団) 派遣医一名暹国政府の助力を得て十二指腸虫駆除に従事しつつあり

盤谷に於ける病院は左の如し

盤谷に於ける欧米人経営の病院は St.Louis General Hospital(仏)と Bangkok Nursing Home の二個所にして前者は九名の看護婦と一名の囑託医あり Sisters of Charity の経営に係り人種の如何を問はず患者として収容するが仏領印度支那政府より看護婦一名に対し月五十法の補助金を支出しつつあり Bangkok Nursing Home は外国商館の維持に成り主として欧米人を収容するを目的となせり看護婦三名を置く院付医師なし

盤谷在留支那商人の維持に成る天華病院なるものあり十数年前十一万五千銖を投じて創設し患者二百人を収容する広さあるも技術上の設備と現代的医師とを欠如し今日に於ては苦力合宿所に異らずと評するものあり

暹羅側に於ては官立病院は瘋癲[ふうてん]病院、避病院、医科大学付属病院各一個普通病院数個あり外に官立同様の赤十字病院あり赤十字病院医員は悉く暹国軍医なるが官立病院の要所には概ね欧米人医師を使用し居れり暹羅側の私立病院としては元錫蘭人にして当国に帰化せる某医師経営のもの一個あるのみ

盤谷に於ける人口を仮りに六十万と見積り内支那人は三分の一以上なるべく(盤谷人口に関し信憑すべき統計なし)彼等は商業上の実権を掌握し富力に於て遙に暹人を凌駕し居るも之を概言するに暹人の多少軽侮する所たり而して暹国官設病院は固より人種の異同を問はず患者を収容すと雖も支那人として之に入院するは聊か気苦勞なきに非ず寧ろ一視同仁を標榜する日本病院あらば之に入院することを欲すべく況や人種関係上支那人暹人共に欧米人医師よりも寧ろ本邦医を親ふの風あるは確なりされば如斯病院新設の暁には創立后一兩年即同院の存在が普く当地人に知らるる頃は已に財政上に自立し得べきを想像せざるを得ず従て○向き創設費及一兩年の維持費に関し考慮を要する次第なるがその少からざる一部分は当地経済状態回復の上は(昨年七月米輸出禁止に引続き昨冬大凶作の結果目下は不景気なり)当地有力の支那人及台銀三井支店等に拠出せしむることも不困難と察せらる

就ては貴府に於て厦門広東の例に倣ひ当地に病院設立の御意向無之哉若し有之に於ては設置せらるべき病院の規模其他に関し調査旁当地日支暹人と打合の為近き将来に於て調査員を御派遣相成ては如何此段得貴意候 敬白

追て御参考迄在当地三谷医師提出に係る同医師大正七年一月以後収入月別表新患者月次

国別表及新患者疾病系統表を添付致候(添付写略)(外務省記録 3-11-3-6/1 病院関係雑件(在外本邦人経営病院の部) 第一巻)。

このように 1920 年には、三谷は領事から資料提供を依頼されるなど、領事館とは友好関係にあったと思われる。19 年前には、領事裁判により領事館内の監獄に投獄された三谷ではあるが。

先月号で見たように、1921 年半ばに三谷夫妻は、20 数年ぶりに日本に帰国した。三谷は、同年 12 月 15 日にタイに帰るために旅券の下付を受けた。その旅券下付記録には、本籍は東京府南葛飾郡寺島村(現墨田区)、族籍は平民、渡航目的は病院経営、と記されている。三谷夫人イネは、タイに同行せず、そのまま東京に留まったが、1923 年 4 月 28 日に「夫足平看病」のために旅券を取得し、タイに向かった。三谷足平は、1924 年 7 月 3 日に満 64 歳で、バンコクで逝去した。当時、妻イネは 61 歳であった。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人(連載第 46 回)、日本人タイ研究者第一号岩本千綱 32 回」、『クルンテープ』(タイ国日本人会会報) 2014 年 5 月号。(早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』 243-245 頁)

三谷の日本医院に 1922 年末から勤務し、1924 年 7 月の三谷死亡後、日本医院を継いだ河井為海河井為海[1895.1.28 生、1917.5 東北大学医学専門部卒、同年医師登録、1922.12.6 より盤谷府日本医院に奉職、1926.6.1 盤谷日本尋常小学校校医、1930 年代台湾で開業]は、第 11 代目の日本人会会長である。河井時代の日本医院の広告には、Dr.T.KAWAI, M.D とともに、Veterinary Surgeon (獣医) H.Mitani (三谷日生) の名も載せられている。三谷日生(1896-1971)は、2 男 1 女をもうけた三谷足平・ヨネ夫妻の長男で、1922 年に東京獣医学校を卒業した。日生は、1926 年 6 月の盤谷日本尋常小学校の開校時に暹羅語専科嘱託をしたり、1930 年代には日本武官室の通訳をしたりした。彼は戦後タイ残留が許可された数少ない日本人である。足平の二男、勲(いさお)は早世したので、足平・ヨネの血筋で今日まで続いているのは、長女文江(東洋英和卒、関三郎と結婚)の子孫のみである。文江の長女である作間澄子(昭和 8 年生)さんを、筆者は本年 3 月 28 日に訪ねたが、彼女の話では、都立多磨霊園にあった足平・ヨネの墓は、管理費滞納のために、撤去されてしまったという。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人(連載第 96 回)、戦前の日本人会歴代会長」、『クルンテープ』 2018 年 8 月号。(早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』 599-600 頁)

IV、小澤正(1875-1913)

さて先月号に、1910 年 10 月 23 日に 5 世王が崩御された後、日本人総代 10 名が(12 月 13 日に)王宮を弔問のため訪問し、6 世王から優渥なるお言葉を賜ったこと、日本人倶楽部は、6 世王のお言葉のタイ語原文を額に入れて永久保存としたことを紹介し、今日このお言葉を目にすることができないのは残念である旨述べ

た。・・・1910年12月14日号のサヤームオブザーバー紙もバンコクタイムズ紙も、王宮を訪問した10名の日本人総代について、その姓のみを報じている。これに名を加えて見ると次のようになる。即ち、政尾藤吉（タイ司法省法律顧問、1870-1921）、磯長海洲（1895年初来タイ、写真館、1860-1925）、池崎新吉（池崎商店主）、坂部檜三郎（三井物産シンガポール支店バンコク出張員）、瀧澤昌作（1868年長野県生、渡邊知頼の映画館 Royal Japanese Cinematograph の支配人）、大山兼吉（1864年生、画工としてタイ文部省に雇用され1892年来タイ、大山商店主）、河野澄一（1858年福岡県生、1899年来タイし商業）、小澤正（1875年山梨県生、1906年来タイし医業）、鶴原善三郎（工芸家、1881-1944）、それに安井某。最後の安井だけは、旅券下付表には見つからず、名も判らない。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人（連載第91回）、在タイ10年の明治の農業技師、横田兵之助(8)」、『クルンテープ』2018年3月号。（早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』567頁）

＊医者日清戦役当時渡航せられ十数年間あらゆる困難と戦ひ、遂に日本医院てふ病院を設立して現今在留同胞中の牛耳を採られつつある三谷足平氏が居られる。其他小澤医院（小澤正氏）之も開業以来僅か五六年間に二三万の財産を造られたと云ふ評判であつたが、昨年の末不幸なる横死を遂げられたと云ふ報知を得た。実に惜むべく傷[いた]ましいことであつた[小澤正は、1875年2月山梨県東八代郡英村（現笛吹市）生、1906年2月19日に旅券下付を受け来タイ、1913年8月1日に汽船より墜落死亡した]。（**溪道元「暹羅国行脚物語」暹羅国に於ける我同胞の発展、1914年**）

出所：村嶋英治「バンコクの日本人（連載第93回）、泰国日本人会の前身、日本人倶楽部の創設」、『クルンテープ』2018年5月号。（早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』582頁）

V、磯部美知（1888—1943）

磯部美知（いそべ・みち、1888—1943）、千葉県八日市場（現匝瑳市）生、1911年8月慈恵医専（後の慈恵医大）卒、1912年タイに渡り皇后陛下のお手許金で建設され、当時ボルネオ会社が維持していたシーラーヤーの病院（この病院には、藤井兼一、大塩、小澤正、林傳などの日本人医師が勤務したことがある）に勤務、1917年5月にバンコクで開業。ポリパトラ（ナコンサワン）親王一家等の家庭医師の役割も。1921年10月に日本に留学する貴族ブンナーク家の2少年を伴って台湾へ。磯部は、台湾医専の研究科で寄生虫学の研究に着手した。1923年3月ロンドン熱帯医学校に学び、年末に卒業するや、1923年にパリのソルボンヌ大学研究科で寄生虫学を専攻し、1925年2月に帰国した。パリでは、医学者で文学者でもある木下杢太郎（太田正雄）、斎藤茂吉、或は作家の卵であった獅子文六（獅子の『達磨町七番地』に登場する、パリで寄生虫を研究している松岡医師のモデルは磯部であると言われる）ら留学生仲間とも交流した。磯部自身も剣道とともに作歌を趣味としていた。1926年北海道帝国大学から「無鉤条虫の発育に関する研究」で博士号を得た。1927年3月日本歯科医専の講師及力行会の講師を兼務。1927年11月に警視庁医務課衛生技師に就職し、東京府住民の寄生虫対策の責任者となる。1942年10月陸軍技師としてビルマ派遣、体調を崩して帰国後、1943年8月21日に死去、56歳。（「彼のプロ

ファイル、『剣道濟身』の磯部美知君」（『日本医事新報』528号、1932年9月24日）、
「彼氏の素描、磯部美知博士：殉情的な剣士歌人」（『日本医事新報』1044号、1942年9月19日）、山口武「会員故医学博士磯部美知氏を憶ふ」（『日本タイ協会会報』36号、1943年10月、91-92頁）、加藤淑子『斎藤茂吉と医学』みすず書房、1978年、140-141頁、などに依る）。1930年代後半に『日本医事新報』などに連載したタイ論を集めて磯部美知著『たいわたな (ไทยวัฒนา)、泰国寿永』（慶文堂書店、東京、1943年6月25日発行、250頁）が刊行された。

磯部美知が医師としてタイの王族・貴族と親密な関係を作った経緯が判るものは、1925年12月17日～19日に台湾日日新報が「雞（にわとり）父鷺（アヒル）児の弁」と題して連載した磯部美知の次ぎの書翰である。

磯部美知（寄）「雞父鷺児の弁」

筆者は曩に[1921年10月23日に]暹羅王族（マ）の二児を伴うて台北に来た人で二人とも小学教育を受け兄は今秋幼年校に入るべく帝都に上り弟は今尚此地に止り建成小学に学び行く行くは医専に入学せんとして居る[以下略—村嶋]

出所：村嶋英治編集・解説『天田六郎氏遺稿、シャムの三十年など』、早稲田大学アジア太平洋研究センター研究資料シリーズ No.8,2019年、291-292頁（早稲田大学レポジトリ掲載）

VI、林傳（はやし・つたえ、1887—1919）

1919年4月24日にワット・サケートで営まれた、医師林傳（はやし・つたえ、ボルネオ会社のシーラーチャー材木会社附属病院勤務、慈恵医専の同窓である磯部美知の紹介で、1917年2月に来タイ、腸チフスで死亡、満32歳）の葬儀に、土居節は日本人会会長として参列した（『椰子の葉蔭：林傳君遺文集』、1925年、209頁）。しかし、その直後1919年6月には大沢商会を辞し、新しい就職口を求めて広東に向かった。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人（連載第96回）、戦前の日本人会歴代会長」、『クルンテープ』2018年8月号。（早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』599-600頁）

VII、江尻賢美（武司、1880—1965）・神谷りう（1895—1980）

江尻賢美元日本人会会長の3子女の墓

さて、K.M. 生は、日本人納骨堂ができる以前にタイで死亡した邦人は、「ワッサケー[วัดสระเกษ、ワット・サケート]に、ワッポーに、ワッサムチーン[วัดสามจีน、ワット・トライミット黄金仏寺院]」などに葬られたと書いている。

ワット・サケートで探したところ、ウボーソット（チャククラパットディポン通の門から入って最初の建物）の四角形の廻廊に置かれた多数の仏像の台座に、江尻賢美元日本人会会長（在任1941年4月-43年4月）の夭折した3名のこどもた

ちのお墓が見つかった。

廻廊にぎっしりと並べられた金色の仏像の台座は全て墓標で覆われている。その中にタイ人、華人（数はタイ人と同じくらい多い）の遺骨が収納されている。日本人のものは、江尻家のものしか見つからなかった。墓標の多くは新しいものであるが、江尻家のものは1920年代半ばに作られたものである。墓標が堅固な金属であり、書き込まれている事項も明白に読めるので、他の新しい遺骨と入れ替えられることを免れたのであろうか。江尻家墓標（写真参照）には、大きなタイ文字で เอจิริ(エジリ)と彫られ、その下に3名の名前が縦書きさ

れている。即ち、

江尻絹子 千九百十二年六月生 千九百廿四年七月死

江尻雄二郎 千九百十八年十月生 千九百廿一年八月死

江尻京子 千九百十六年七月生 千九百十七年四月死

この3名は日本人会納骨堂の過去帳にも記載がある。即ち、全員本籍富山県として

江尻京子 1917年4月30日 脳膜炎[0歳]

江尻雄二郎 1921年8月16日 赤痢[2歳]

江尻絹子 1924年7月19日 慢性心臓病[12歳]

と記されて

1880年5月に現在の富山市に生まれた江尻賢美(別名：武司)は、25歳の1906年1月25日に、「三谷研蔵(足平)の私立病院事務員として」、シャムに渡航するため、東京都で旅券の下付を受けた(外交史料館リール旅43)。4年後の1910年3月18日には、妻のハマ(1889年生、21歳)が、夫の呼寄によりシャムに渡航するため、富山県で旅券の下付を受けている(同リール旅62)。賢美とハマとの間には、1912年に長女きぬ(絹子)、1914年に長男英太郎、1916年に二女京子、1919年に次男雄二郎が生まれた。ハマは、夫と同棲の為、3人のこどもを伴って渡タイする目的で、1916年10月6日に富山県にて旅券下付を受けている(同リール旅84)。この時、次女の京子は生後4ヶ月であり、ハマは京子出産のためこどもを連れて里帰りをしたものと思われる。その京子は来タイ後生後8ヶ月で病死した。ハマは、1928年7月30日にも、夫と同棲の為に渡タイするため富山県で旅券の下付を受けている(同リール旅103)。その後のハマの消息は不明である。

1923年頃に来タイした、1895年生まれ、神谷りう(タイ外務省文書課 WW2/3:15/1)と、賢美は再婚した。りうは、1939年7月24日に、医業継続を目的に渡タイするため東京府で旅券の下付を受けている。この旅券下付以前にも、りうは旅券下付を受けて渡タイしている(リール旅113)。

1906年に三谷足平の病院で事務員として働くために初めて来タイした時、江尻賢美が日本の医師免許を有していたかどうかは不明である。1932年5月18日にシーパヤの盤谷日本人会倶楽部で開催された、座談会で会報編輯委員の江尻賢美は、**最近の若い連中に独立して仕事しようと云ふ気概乏しく皆んな月給取りに成る事を願ふ様な有様だが実に将来の事を**

思へば心細い次第だ、其の昔自分が三谷[足平]様の世話になつて確か二百六十銖貯蓄して田舎に入り込み一働きやつた昔もあつたが今の青年に此の元気が欲しいものだ（「盤谷座談会、在留邦人発展策に就て」、『暹羅国日本人会会報復活第1号』1932年6月25日発行、38頁）と発言している。これから見て、賢美は日本の免許のないまま所謂偽医者として地方で診療をした可能性がある。その後、江尻は医師の資格を手に入れたようで、兵庫県で1936年1月14日に下付された旅券下付表には、渡航目的は「再び（医師）」と記載されている（リール旅110）。

江尻賢美と最初の妻ハマとの間には4人のこどもができたが、そのうち成長したのは長男の江尻英太郎（1914年2月22日生）のみで、長女、次女、次男の3人はタイで夭逝した。英太郎は、1926年6月に創立された盤谷日本尋常小学校を、1928年3月26日に、ただ一人卒業した。英太郎は、タイの日本人学校の卒業生第1号である（「在外指定盤谷日本尋常小学校卒業生一覧表」）。彼はバンコクのアサンプション校（Assumption College）に進学した。彼は学力優秀であつたようで、『南洋時代第八号、今日の暹羅』（1930年10月10日発行、161頁）は次のように書いている。

日本人会の附属事業として小学校令第一条の趣旨に準拠して文部、外務両大臣の指定を受け、児童の教育をしているが、開校は昭和元年6月、爾来外務省からは初年3500円、二年目2900円、三年目より2500円宛の補助を受けている。・・・現在の就学児童は1学年生6、二学年7、三学年4、4学年5、5学年8、計30名である・・・特に図抜けたものは1、2名ある。その児童の一人はアツシヤムシヨン・カレジに転校して首位を占めているもの[江尻英太郎]と、母国茅ヶ崎の学校で優等生となっているものである。

英太郎は自著『タイ語文典』の中で次のように自己紹介している。即ち、盤谷生、1933年アッサムシヨン・カレッジ卒（専門学校程度）、1944年9月当時は、慶応大学語学研究所研究員兼同外国語学校タイ語講師、善隣外事専門学校タイ科教授、財団法人日泰文化会館嘱託、社団法人日本映画社タイ国向映画タイ語字幕翻訳・説明録音担当（江尻英太郎『タイ語文典』大八洲出版株式会社、大阪、1944年11月25日発行、353頁）。1948年には、江尻英太郎（編）『ほら貝王子：世界昔ばなし文庫』（彰考書院、206頁）を刊行した。晩年はバンコクで過ごした。

父の江尻賢美と妻りうは、日本の敗戦後もタイ残留を希望したが、タイに進駐したイギリス軍は許可しなかった。賢美は1965年6月5日に愛知県豊川市旭町で死去した（故藤井真水増徳院住職記録の「在タイ国日本人先亡者霊帳」）。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人（連載第94回）、泰国日本人会の起源」、『クルンテープ』2018年6月号。（早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』587-589頁）

*第2代目会長三谷足平については、本誌に随分書いて来た。幾らか追加すれば、三谷は「日本医院」（Nippon Iin）を経営したが、この医院に事務員として1906年に就職した江尻武司（賢美）は、いつの間にかタイの医師となり、第22代日本人

会会長ともなった。本誌 6 月号で江尻ファミリーを紹介しているが、江尻は 1935 年頃女医の神谷りう（1895—1980）と再婚した。神谷りうは、現在の豊川市（愛知県）の農家の 3 女に生まれ、小学校の裁縫の専科正教員の免状を持っていたが、**20 才の夏結婚問題がもち上がりましたが、いっそ結婚にかかる費用 1,000 円ぐらいを学資に代えて勉強し、何らかの技術を身につけたい、また東京へも行きたいと思**い(江尻りう「あの頃のこと」、『日本医師会雑誌』第 65 卷 1 号、1971 年 1 月、88 頁)、上京し、**独学で専検に合格**されて東京の高女四年生に編入、卒業後東京女子医専[現東京女子医科大学]（産婦人科）に進学された。同校卒業後さらに東京帝大医局に勤めて研究を積まれた。大正十二年母校東京女子医専[吉岡弥生校長]の推薦により、シャム国の首都バンコクに派遣され、三—四年にわたる御活躍後に帰国されて東京京橋にて開業なされた。そして昭和八年再びタイに行かれ（笹野正雄編『徹底推譲の報徳人 江尻りう女史』、社団法人愛知報徳会、1982 年、14-15 頁）た、という女傑である。戦後、江尻りうは、故郷の豊川に夫の賢美を連れて引き揚げ開業した。彼女は、報徳会に参加し、質素な生活をしながら蓄えた多額の金銭を惜しげも無く公益事業に寄付した。1980 年 6 月に、84 歳で植林ボランティアとして来タイし、帰国後体調を崩して死亡した（愛知新聞 1982 年 9 月 23 日）。

出所：村嶋英治「バンコクの日本人（連載第 96 回）、戦前の日本人会歴代会長」、『クルンテープ』2018 年 8 月号。（早稲田大学リポジトリ、村嶋英治『バンコクの日本人』599-600 頁）

VIII、王鏡秋（1900—1945 年 8 月 11 日）

*台湾日日新報 1923 年 10 月 11 日「暹羅で大成功したと大法螺を吹いた男、実は金箔付の曲者、

台南市大宮町一丁目四十四番地薬局生王鏡秋事（こと）王阿秋（二四）は大正十一年一月暹羅に渡航し内地人 **三谷医院の薬局生** となり数千円の蓄財をなし去九月六日帰郷以来しばしば親戚縁者知己等を招待して宴会を開き余は今回暹羅盤谷で同地知事の令妹を妻とし知事の後援を得て医院を建設することとなり 医師薬局生産婆看護婦などを雇ふ為め帰郷したなどと吹聴し付近の人々の羨望の的となつて居たが突如去る五日台南警察署に拘引され家宅の搜索を受けた事件の内容を聞くに彼が今回の帰郷は一薬局生では肩身せまき為め医学士の肩書を得んとしそれが為めには最も手取早い証書の偽造に如かずと九月十七日西門町四丁目二十二印刷業呂文海方で東華医学専門学校の卒業証書を偽造せしめ医学士の名刺を印刷し恰も医学士の肩書を得たるものの如く装ひ再び暹羅に渡航して財物を騙取せんとたくらんだものであるが彼は大正六年私文書変造行使及び詐欺未遂罪として罰金五十円に処せられ又大正七年戒告浮浪者として台東に送られた事もあり今回の犯罪の如きも極力之を隠蔽せんとし警察官其他に金時計其他の財物を送つていと（十日台南電話）」

*外国史料館の旅券下付表（リール旅 96、台南州下付）に、

「旅券番号 488364 王阿秋、戸主王阿来の弟、本籍地 台南州台南市大宮町 1 丁目 44 番地、明治 33 年 3 月 25 日生、渡航地 暹羅、渡航目的 医院に従業の為め、旅券下付日

1923年10月5日」とある王阿秋が、王鏡秋の本名である。

*『南洋時代』第8号（「今日の暹羅特輯号」、1930年10月10日発行）の168頁は、王鏡秋の経歴を次のように紹介している。

台湾出身、日本籍。大正5年慶応大学卒後、王子脳病院で脳神経科脊椎矯正術を研究、大正6年東京小峯病院研究所で精神病科の講習を受ける。更に上海医科大学に学び大正13年卒。卒業後上海医科大学付属病院脳神経科に勤務。大正14年バンコクに博愛病院を開業。「開業以来X光線太陽灯、人工紫光色、レントゲン透射療法については当市の権威者として内外から認められている」、と。

上記経歴には年齢が書かれていない。王鏡秋自身が記者に語ったものをそのまま記事にしたものであろうが、大部分は経歴詐称であると思われる。王は正規の医学教育を受けたことはなく、医師の資格も有していなかったと考えられるからである。

2003年年7月5日に村嶋はバンコクで、王鏡秋の3男 Virachai Vannukul(วิรัชชัย

วรรณิกกุล、1934年生、中国名は王建革、当時 Shinawatra 大学で経営学教授。終戦まで日

本人として育ち、終戦時はバンコクの日本人学校（国民学校）の5年生）にインタビューを実施した。ウィラチャイによると、王鏡秋は[1945年8月11日に]抗日華僑組織に暗殺された時は、満46歳であった。王鏡秋は、台湾の台南出身で、先祖は鄭成功とともに台湾に渡って来た福建人である。16歳の時に船でバンコクへ出稼ぎに来て、現在シャングリラホテルが建っている場所で下船してアイスクリームを買うと持金が無くなってしまったという。道端で薬を売る仕事に就き、医薬品の知識を蓄えた。西洋医が治療できない病に罹って治療できる者を探していた或る王族の治療に、王鏡秋は運良く成功した。この王族の援助で上海の医学校さらに日本の大学（帝大の一つと聞いている）に学んだ。タイに戻って、プラプラーチャイ五叉路に博愛病院を開設した。1934年にはファランポーンに移転した。王鏡秋の最初の妻は日本人、この妻との間に男子あり。この子は祖母が日本で育て、将校になったがフィリピンで敵前上陸した際、戦死したという[王鏡秋の年齢から見て早すぎないか?]。二番目の妻との間に王建国という男子が生まれるが、既に死亡。三番目の妻はラムプーン出身の女性で、ウィラチャイを生んだ直後に死亡した。王鏡秋は母親のいないウィラチャイを不憫に思い、いつも一緒に連れて歩いた。王鏡秋はサムローに乗っている時暗殺されたが、この時も自分も一緒に乗るはずだったが、偶然乗らなかったのが死を免れた。王鏡秋の4人目の妻との間には、バンチョン・ゴースラワット

(รศ.บรรจง โกศัลวัฒน์ 元タマサート大学准教授、映画監督、1943年生) や映画スターになって

若死にした娘が生まれた。王鏡秋は、戦争中は、日本陸軍の奏任官待遇。王鏡秋の日本名は玉川秋（たまかわ・あき）。福建語のほか、広東、潮州語ができた。タイ語はうまくなかった。戦争中に華僑互助会を設立、そのメンバーのピアム・ブンヤチョート議員

(เปี่ยม บุญยะโชติ、外務省に勤務したのち 1938 年 11 月 12 日にナコンシータマラート県から人民代表議会議員に初当選) はしばしば互助会事務所のあった王鏡秋自宅に来ていた。ウィラチャイは、いつも父親の近くにいたのでよく覚えている。ウィラチャイはバーンラック警察署で、父親暗殺に関する調書を見せてもらったことがある。そこには国民党組織が殺したことが書かれていたが、殺した者が誰かは判らなかつた。自分は父の墓に復讐を誓っていた。父の墓はノンタブリーの Wat Kren 寺にあり、日本風の形で作った。

ウィラチャイの話では、王鏡秋は死亡時 46 歳であったので 1900 年前後に生まれたことになる。それ故、上記『南洋時代』第 8 号に言う、大正 5 年 (1916 年) 慶応大学卒業は年齢的に不可能である。

王鏡秋が、1924 年半ばバンコクで、医療行為をしていたことは、1924 年 5 月 25 日午前、助手 (客家、オランダ籍) をつれて前日に頼まれていた家に往診に行ったところ、その家の近くで銃撃され負傷した事件が記録されていることから判明する。これは彼がある華僑の人妻に手を出し、その親族が雇った殺し屋から銃撃されたものであった (NAT นต33/10)。

その後、王鏡秋は、バンコクに博愛病院を開き、華字紙等に連続広告を出している。タイ華僑社会に通じた、日本籍の王鏡秋は、日本側にとっては、対華僑工作上極めて役に立つ人材であった。

王鏡秋は 1942 年 2 月頃、タイ字新聞タイムム (ไทยหนุ่ม、所有者 ชิด ชาพิธิ) を、新聞統制を担当していたタイ宣伝局が改名を承認すればという条件付で購入する約束をし、宣伝局にタイワラ (ไทยวา) と改名を申請した。しかし、手続途中で母死亡のため一時帰国。その間に、パイロット宣伝局長は、1942 年 3 月 8 日付けで、国軍総参謀長に日本人が所有者となる前に、今のうちにタイムム紙を廃刊にして、日本の手に渡らないようにしてはどうかと意見具申した (NAT นก.สูงสุด 1/110)。これを受けて、ピブン国軍最高司令官は、42 年 3 月 12 日付けの野戦軍命令 43/85 で、既に宣伝局から発行許可を得ている新聞が、所有者もしくは編集者を変更する場合は、国軍最高司令官の許可を得ることを要すると命じた (NAT นก.สูงสุด 1/194)

出所: 村嶋英治編集・解説『堀井龍司憲兵中佐手記、タイ国駐屯憲兵隊勤務 (1942-45 年) の思い出』(早稲田大学アジア太平洋研究センター研究資料シリーズ No.7, 2017 年、156-158 頁。) 早稲田大学リポジトリに掲載

IX、瀧川虎若（1904—2003）

鹿児島県出水郡米之津町下鯖淵 2072 [現出水市]出身で、満 30 歳の 1935 年初め妻シゲノ（1912—1981）と共に来タイ、当初日の出薬局で働き、1940 年にナラティワート県 **Sungai**

Padi (สุโขทัย) で医師開業、

*朝日新聞 1985 年 3 月 15 日夕刊

タイの激動見つめて… 残留 40 年、いま老境（海外喜怒哀楽）

終戦のとき、タイには約二千人の民間の日本人がいた。このうち、いったん日本に帰ってまた戻ってきた人を含めると、ざっと百人がいまもバンコクに住んでいる。しかし戦後四十年、激動期を異国で過ごしたこれらの人びとも老境に入り、波乱の人生をかみしめながら生きる毎日だ。（バンコク 大和修）

バンコクの“赤ヒゲ”こと **滝川虎若** さん（80）、レストラン経営三谷忠志さん（72）も、この国への愛着を断ち切れずにきた。二人は医師と患者であると同時に、気の合う話し相手でもある。

バンコクの中心部、チュラロンコン大学裏の古い商店街に、滝川さんの小さな医院がある。この地区には、滝川さんに二代、三代と世話になった人が多い。貧しい患者は無料。その代わり市場で肉や野菜を買っても、代金を受け取ってもらえない。親類同然の付き合いなのだ。

○医師めざし渡航

故郷の鹿児島県出水市から新婚の妻と二十日間の船旅でタイに来たのは、半世紀前の昭和十年。四代前から医者の子に生まれ、**知人の勧めもあってタイで医者になろうと決心し、南部ソククラに近い町でタイの医師免許証を取った。**昭和十六年十二月八日の開戦の前日か前々日の夜のことだ。マレー攻略の日本軍が、ソククラ海岸から続々上陸するのを目撃した。うすうす戦争が近いと感じてはいたが、「ズボンの片方に二本の足を突っ込むくらいびっくりした」。

タイ語がうまいのを見込まれて徴用され、軍の通訳として鉄道補修部隊に同行し、現地の人との交渉やクーリー（苦力）、資材の徴発などに従事。シンガポール陥落後は、軍の意向を現地民に伝える工作要員をしながら終戦を迎えた。「負けることを全然信じていなかったから、泣き狂う思いだった」

終戦当時タイに居た日本人はビルマからの引き揚げ組約二千人と共に、バンコク北西約 30 キロのバンバトン連合軍強制収容所に入れられた。「はしけで十時間、田んぼの中のひどい所だったが、米も肉も十分配給があった。みんなで小屋をつくり、井戸も掘った」。約八カ月後、バンコクに戻り、医師免許を生かそうと知人の助けを借り、競売された日本軍病院の薬や器材を買い取って開業した。

X、泉生太郎、プレー（1886 年佐賀県伊万里生）

また、1936 年 5 月に、バンコクから 20 時間 30 分の鉄道の旅ののちチェンマイに到着した、稲垣茂樹（暹羅国政府応聘内務技師）、東森蔵（同内務技師、1885—1938）らの一行

は、田中盛之助に世話になった。稲垣は次のように書いている。

元此の地方一帯はラオ国と称し、今から 150 年許り前にシヤムに征服されたのであるが、今も其王様は政府より相当の俸給を受けて家来を養っている。・・・田中[盛之助]氏の案内で市内見物に出る。市内外の主要な道路はアスファルトマカダム舗装を施し、所々の椰子の木立は如何にも熱帯らしい風趣を添へている。市内の中央を貫流するメナムピン河はメナム河の一支流で此の付近で川幅約 150 米、其の鋼公道橋は王様が私財を投じて架設したものである。出水期には此の付近の河は一面上流から流されるチーク材で蓋はれることがあると云ふ。王族の菩提寺を参詣する。周囲に壁の無いがらんとした本堂に入れば中央正面に金色燦然たる大仏が安置されている。後方に納骨塔と王族の墓がありチェンマイでは一番の寺である。其の他ビルマ人の寺もある。之は屋根の形が変つているので一見してわかるが何れも建物は貧弱で中に入つて見る気にはならなかつた。何よりもチェンマイで感じたのは米国ミツシヨンの活動である。此様な熱帯の片田舎に数 10 年前から入り込んで布教に従事する傍ら医療を施し、学校を経営し今では実に驚くべき発展をなし一般の敬慕の的となつている。

夜は田中氏を招きホテルにて夕食を共にした。氏は鹿児島の人。30 余年前に此の地に渡り以来写真業を営んでいる。土地の人々にも信望あり、彼地を訪れる日本人は氏の世話にならぬ者は無い。チェンマイには無くてはならぬ人である。王様とも昵懇の間柄で年々乾燥期には王様と象に乗つて猛獣狩に行くことを無上の楽しみにしている。氏が大野牛を射止めた時の話等 60 幾歳の老人とは思へぬ元気な有様が偲ばれ耳を傾ける程に夜の更けるのを忘れる始末であつた（稲垣茂樹「北暹紀行」、『土木ニュース』18 卷 5 号、1939 年 5 月、49 頁）。

また、稲垣等は、この時プレーも訪ね、同地に住む唯一の日本人泉生太郎（1886 年佐賀県伊万里生）の世話にもなった。稲垣は「プレーは県庁の所在地だけあつてデンチャイよりは戸数も多く賑やかである。町の本通りの中程に当地に在留する唯一の日本人泉[生太郎]氏の店がある。氏は薬屋兼医業を営み、日本人として土地の人々の信用がある。・・・朝 8 時半ルアンヤン[プレー土木出張所技師]氏と泉氏が自動車で宿まで迎へに来てくれた。プレーから北方へ約 110 軒のナンンまでの国道建設中で之を視察に行くのである。泉氏は大型ピストルを腰にしている。地方に出掛ける時には護身用に持つて行くがよいと云ふ」（同上「北暹紀行」54 頁）

出所：村嶋英治編集・解説『天田六郎氏遺稿、シヤムの三十年など』、早稲田大学アジア太平洋研究センター研究資料シリーズ No.8,2019 年、290 頁（早稲田大学レポジトリ掲載）

X I、瀬島正彦

*天田は「回想の一節」で次のように書いている。

[1959 年]6 月 8 日の週刊文春に「イスラムの女占師」という変わった話が載っている。その中に占いをするイスラム女の夫という人物に瀬崎正比呼という日本人が出て来る。鹿児島県出身で、陸軍の学校を出た後売薬会社の社員として明治の末年シンガポールに渡り、後バンコクで医師の資格を獲て南タイのメラニーという町で開業して昭和 18 年頃現在のイスラム婦人と結婚したという説明がついている。

私はイスラム女の占い方法にも大変興味を感じたが、この瀬崎という日本人に一層の注意が引かれたのである。

私が初めて南タイを旅行したのは大正 11 年初めの支那正月の頃であつた。当時ハートヤイ駅から英領（現在のマラヤ連合）のケラントラン州に通ずるスンゲイゴロ

ク[スンガイコロク]国境駅までは鉄道が開通した許りで、パタニー市に達するには、ハートヤイ駅から一日一回位の汽車でヤラー駅で降り、自動車とは名ばかりの乗合に便乗して漸くパタニーの古都に出るという相当の難行であった。私が徳川時代初期の御朱印船貿易史にしばしば名前を出しているこの町に出た時は、丁度支那正月で、町中は着飾った華僑たちで賑わっていた。私が宿した支那宿の主人は、そこに日本人のモー（お医者）が開業していると教えて呉れた。それが瀬島さんという仁であった。

前記文春の記事に出る瀬崎氏はメラニーの町にいたとあるが、私の知識の中には生憎メラニーという地名は無い。然しメラニーとパタニーとは似ている。私の会った瀬島氏も鹿児島出身と言っていた。年も当時 40 に近い風であったから、今健在ならば 80 近い頃だ。瀬崎氏と瀬島氏と何か関係がありそうだが、その詮索はここでは必要あるまい。

瀬島氏の店は、医薬品を並べた傍らに診察室をしつらえた、当時南タイの日本人の店としてかなり手広い感じのもので、氏は医療を営む外、土木請負の様な仕事にも手を出し、丁度その頃パタニーからヤラー駅に方に通ずる国道の建設事業にも関係していたという。

小柄だが元気な風貌の氏は、私の訪問を大変喜んで、地方の話を面白くして呉れた外、海岸の塩田地帯や、前記道路建設の現場など親しく案内して呉れた。

その時のことで一番印象に残っているのが、パタニーの旧土侯に紹介して呉れた時の事で、氏は極めて流暢なマライ語でラジャーの話を色々に通訳して呉れた。その時の印象では瀬島氏はその様な土地の人々からかなり信頼（医師として）を受けている感じであった（『週刊タイ国情報』380号、1959年6月8日、10頁）。

なお、瀬島正彦の行状、彼のバンコクの日本人（江畑弥吉等）とのビジネス関係、或は南タイ日本人社会などに就て、バンコク領事館藤井又一警部の 1934 年 3 月の下記の記事（外務省記録 k.3.7.0/5 「在外本邦人に関する取調雑纂」（第二巻）が興味深い。

機密領公第 54 号、昭和 9 年 4 月 2 日、在盤谷領事官崎申郎

外務大臣 廣田弘毅殿

「南暹羅地方在留邦人状況調査復命書写進達の件」

客年 12 月 28 日付貴信人普通第 14 号を以て許可相成たる当館藤井警部の南暹羅地方出張調査復命書写一部別添の通茲に進達す。

昭和 9 年 3 月 11 日、在盤谷日本領事館勤務、外務省警部 藤井又一

在盤谷領事、宮崎申郎殿

「南暹羅地方在留邦人状況調査復命」

一、在留邦人の一般状況

南暹羅地方に在留の邦人は現在十九戸、49 名にして付属別表に示すが如く其の職業は概ね歯科医、医師、写真業に従事し居れり而して業績未だ概して良好ならず。

本業者はバンドンに、田邊、中川、辻田の三名、ナコンシリタマラートに入江、ロンピブンに叢和、坂本の二名、トラングに河原、シンゴラに久松、ヤラーに鍋島、パンナラに芝、土島、白旗の三名、サイブリーに乙守、パナレに大月、パタニーに瀬島、

森、押切、石井の四名（外に朝鮮人韓の一名）なる処是等は何れも裸一貫にて入暹し最初は売薬の行商に従事し多少の資金を得たる上当国医業の発展幼稚なるを幸ひ医師、歯科医の看板を掲げて売薬の兼業をも為し或は写真業を兼営するに至れるものにして[強調下線一村嶋]中には已に 20 数年前より入暹し居る者 3, 4 あるも在留期間の永き割合に成功し居らず。唯比較的的成功者と思はるる者はバンナラの芝（医師兼写真業）ナコンシリタマラートの入江（歯科医兼写真業）バンドンの中川（呉服雑貨商）及シンゴラの久松（歯科医）の四名位なるに過ぎず。鍋島、田邊、養和、瀬島は中流以下の生活を為し居るものの如く其の余の邦人に至りては其の日の生活には別に困らざるも程度なるが如く見受けらる。

彼等の業態前述の如くにして皆其の地の暹羅人、支那人又は馬來人合手の商売なるが各地共大抵 3000 戸以下位の町なるを以て良顧客も比較的少なく自身の資金も豊かならざる関係上将来目覚しき地方邦人の発展は一寸望むべくも非ざるべし。

然る処シンゴラ以南の在留邦人にありては最近南暹羅日本人同志会なるものを組織しシンゴラの久松徳之助を代表に推戴し将来会の事業として購買会のようなものを設けて盤谷の三井、伊藤、山口洋行辺より雑貨商品の地方向け卸小売を希求し居り。他に鉦山の下調査ようのことも目論見居れり。

二、暹羅地方官憲の对在留邦人保護振

当国地方官憲の其の地在留邦人に対する保護方に付ては現在日暹両国の友交関係善良なるが故に特別に厚意的保護を加へ呉れ居ることは今回視察地邦人の等しく本職に告ぐる処なり。殊に過ぎし日支事変発生当時其の地華僑の排日運動熾んとなりし際にありては又格別の保護（日に一回以上必ず警察の監督者邦人家屋を巡視したる外巡査を特派し警戒に当らしめたりと）を為し呉れたりと云ふ。

三、申告事件

昭和八年五月以来シンゴラ在住の久松徳之助なるもの南暹羅在留邦人の代表者なりと称して当館に対し数回に亘り書面を以てパタニー在住医師瀬島正彦なる者の悪徳行為に関し左に掲ぐるが如き諸般の事項を具申越と同時に当館として相当の措置方を請願し来りたる結果在盤谷領事館としては一応右申告に係る諸般の事情を調査し置く必要あるを認め遂に今回本職の出張を見るに至りたる次第なるが各種申告の内容に付本職の取調たる処左の通なり。

（一）昭和四年中 瀬島は在アロスター田中甚吉よりバス自動車の売却方を依頼され之を売却しながら其の代金を全部横領したりとの申告

右に関し瀬島は其の事実を容認す。即ちバス自動車の売却は二台にして内一台は 300 銖にて売却したるを以て代金は直に送金したりと云ふも送金の事実を証すべきものを提示する能はず又他の一台は未だに買手なく為に其の儘保管し居たる内、田中は死亡したるを以て瀬島は之を預り居れりと申告するも其の預り自動車の所在を実証する能はず畢竟代金及自動車は横領せるものと推断するの外なし。

(二) 大正八年中 瀬島はパタニー市とコツポー停車場間の道路新設工事の請負を為し所要費用を当時江畑洋行主江畑弥吉より数回に亘り合計7千銖を受領し道路工事は中途にて之を中止し其の金を騙取したりとの申告

右に関し瀬島は右工事請負は予定計画の疎漏に因り失敗に帰したるものにして7千銖の内四百銖を返金し居り(返金の確証なし)不如意の為返金出来ず今尚江畑に対し六千六百銖の借金となり居れりと申立つ。

(三) 昭和二年末 瀬島は満瀬千次の養女フキエを欺きて保護の名の下に数ヶ月間之を籠絡し遂にケダ州奥地の錫山に勤務する白人に五百弗にて売飛ばしたりとの申告

右に関し当時瀬島方に寄食したりし長尾シゲ(目下シンゴラ近くのハドヤイに住す)に就き詳細詰問したる处长尾は瀬島がフキエを一時自宅に置き後本人の意思に依り白人の妾たるべく同人をケダに同道して白人に一ヶ月30銖の手当を受くるの交渉を為したる事実は知れるも五百弗にて売飛ばしたり云々は無稽の噂なるべしと申告す、前記久松は本件申告は当時之に関係したる長尾より聴取せる処に拠れりと云ふも長尾は久松より未だ曾て本件に付質問を受けたることなしと云へり。

瀬島はフキエの意思通り白人の妾たるべくケダに本人を保護の為同道したること迄は是認するも五百弗にて売飛ばしたりとの点は全々之を否認せり 尚久松の申告に依れるフキエの養母が久松に対し瀬島がフキエを五百弗にて売飛ばして金は全部巻上げたりと語りたる由なるが現在其の養母及フキエ並にフキエを妾としたる白人の所在共に不明なるを以て本件事実は確証なし。

(四) 時日不詳印度人モダハンなる者瀬島宅に入院後瀬島はモダハンの妻馬來人エサと姦通しモダハン死亡後同人の遺産横領を企てモダハンの財産整理委任状及瀬島対モダハンの偽借金証書(債権者瀬島債務者モダハン)額面9千銖也を作成して其の遺産を横領したりとの申告

右に関し瀬島は申告者側より具体的確証の拠るべきものなきを以て借用証書を偽造したる事実及之に依りて遺産横領の行為ありたることを断然否認し居れり。本件は瀬島の姦婦たるエサに詰問すれば或は何等か多少の端緒を得らるるやも知れざれ共エサは現在瀬島方に居らず其の住所も亦不明なり。

尚為念内縁の妻清水エキに就き詰問するも斯かることなしとて全々之を否認す。本件は強制捜査を為すにあらざれば事実の確証を握ること困難なり。尚瀬島が前記エサと姦通の事実に付ては内縁の妻清水エキが嫉妬の余り之を現認したる旨述べ居り。瀬島も之のみは肯定したり。

(五) 昭和八年十月一日瀬島は元自宅に寄食者押切安五郎を毒殺せんと謀りたりとの申告

右に関し押切に付き当時の模様を詳細詰問したる処当夜押切は瀬島より先に食事し食後直に嘔吐を催したり而して夫れ以前に別に腹痛其の他身体の故障なかりしと云

ふ。押切は右嘔吐物に対する医師の鑑定を求め居らず。一方瀬島は平素人を毒殺する位のことは配下の馬來人を使へば訳ないことだ等と放言し居るを押切が瀬島より直接聴きたることある由、当時押切は瀬島に不快の感を抱き居りし頃なるを以て或は斯く思料したるやも知れず。瀬島が毒殺を図りたることの確証を得る能はず。

(六) 時日不詳瀬島が印度人モハマ、ハレーを毒殺したりとのことに関し瀬島の内縁の妻清水エキが瀬島が馬來人エサとの醜関係を現認したる以来痴話喧嘩の折々エキは「私が例の事件を告白するときは汝は大罪人として断罪に処せらるべき云々」と威嚇したることある由を見聞したるものありとの申告

右に関しエキに詰問したる処エキは右の風聞及毒殺の事実全々之なしとて否認せり。本件は何時頃のことなるや又何処にて左様のこと行はれたるや単なる風聞の申告に過ぎざるを以て確証し難し。

(七) 大正八年中 瀬島は藤紐の買込の有望なることを江畑弥吉に報じたるを以て江畑は概旭乗を遣はし瀬島と共に藤紐の買出方を依頼したり依て概は江畑より買出費として受取りたる2千銖を都合上一時瀬島に預けて現場に出張し現品の取引交渉纏まりたるを以て瀬島の来場を求めたる処瀬島は汽車中に於て右の2千銖を盗まれたりと称して之を詐取したり。

右に関し瀬島は金員は全く盗まれたるものに相違なく其の後手許不如意の為今尚概に返し居らずとて詐取の意思に出でたるを否認せり。

本件は申告代表者久松の申告にはあらず。当館雇員概旭乗より本職が直接聞込みたるものなり。

(八) 昭和八年九月中 新嘉坡石原産業公司に対し瀬島は新鉦山を発見せる旨を通報し其の試掘権出願費として四百弗を受領しながら之が出願を為さずして右金額を横領したりとの申告

右に関し瀬島は四百弗を同公司より受領したることは之を認め居るも試掘権出願の手續は為したりと云ふも其の事実を証すべきものを提示し得ず。

(九) 瀬島は新嘉坡日本売薬会社に対し薬品代約1千銖の支払を為さず同地佐竹商店主をして其の債務を保証せしめ居れり云々の申告

右に関し瀬島は全々斯かる事実なしと申答するも右供述は信憑し難きを以て関係者に照会せるも未だ回答に接せず。

(十) 申告者側の所謂瀬島は居常傲慢尊大にして自宅に出入する無知の馬來土人に対し左記の如き放言を為したりとのことに付ては必ずしも申告者側の捏造とは思はれず。大体瀬島の性格より推知して誤りなからん。

(イ) 自分は南暹羅在留邦人代表者にして私設公使格なるを以て日本領事などは外務省へ通知すれば何時でも自由に追払ひ得るものなりとの言を無知の馬來人に吹聴し居れることは押切安五郎の妻(馬來人)が聴込みたるなりと云ふ。

(ロ) 自分に反対する奴は腹心の土人に金の百銖もやれば一人や二人やつつける位

のことは何でもなし。又自分には蓑和、荒木の腹心の者が居る故鍋島、芝を第一に葬むると放言したることは申告者の一人なる乙守錨（嘗て瀬島に寄食す）が直接聴きたりと云ふ。瀬島は最初窮鳥懐に入れば之を殺さず式の人狭ある人柄なるも追て其の窮鳥の巢立つことを嫌忌し独立開業したる場合之を嫉視すること甚敷、其の人の悪口雑言を放言して敢て憚からざる性格なりとは申告者等が等しく本職に告ぐる処にして右申告者九名の内、久松、古谷を除く七名は何れも最初瀬島を頼り同人の厄介になりたる者計りなり。然るを今回の如き旧主人に対し揃ひも揃つて弓を引くに至りし所以に付ては申告者側に於て強ち徒党を組むの意思より出でたるもの様には思はれず畢竟瀬島の積年の不徳の至す処なりと見るの外なく瀬島自身に於ても今や斯の如き始末になりたる所以のものは全く自分の不徳の致す処なりと後悔し居れり而して前頭如く自己に反対するものを殺す位のことは云々の脅迫的不穩の放言は甚く申告者連に身の危険を感じしめ居るもの如く現に本職パタニーに出張中同地在留の森、石井、押切等は夜間の通行には常に棍棒を携帯し居りたるが右は瀬島が何時土人を使喚して我等を撲殺するやも知れずとの不安あるが為に備ふるものなりと云ひ居れり。

尚瀬島が馬來土人等に対し詐言を以て金員を借用する手段の一として押切の述ぶる処に拠れば瀬島は患者より診察料、薬料の支払を申出でたる場合最初は必ず之を固辞し置き患者の資産あるものと見極付きたる上は該患者より一時金の借用を請ひ其の支払は何日銀行小切手を以てすべし云々と巧みに詐言を弄して借金し此の返済は薬価と棒引位の考へにて決して返金せず催促せらるるも言を左右に托し又は留守づかひをする等其の手段誠に陋劣なりと。其の他左記多額の借金（別添押切の調査提出のもの参照）も殆ど右に類似の手段を以て為したる信用借りとなり居り。永年に亘り土人を泣かしめつつありと云ふ。

別添瀬島の借金表は押切が債権者より直接聴取り調査したるものにして暹羅人、馬來人、支那人、カンボヂヤ人等より計七千五百余銖の無証文借金を為し居れる由なる処瀬島は本職に対し斯の如き借金も中にはありたるならんも相当の年月を経過したるものもある故一々判然記憶せざる旨申答せり。瀬島は初めより借金は返済するものにあらずとの見解を持し居るものならんが尚本職のパタニー着を聞きて本職に借用証書を呈示して瀬島に返済する様の取捌方を願出で来れるものに

（一）1921年9月26日付 千五百銖 貸主ワンドレス、借主瀬島、右未払の旨瀬島是認せり。

（二）仏歴2475年10月26日付、百五十銖、貸主ナイ・チンムイ、借主瀬島、右未払の旨瀬島是認せり。

（三）在ヤラー印度人アブドラ飲食店に瀬島は配下の印度人カボールマンパチャ外数名（印度人及馬來人）の既往三カ年に亘る飲食料を保証し合計1691銖也の勘定の中僅かに250銖を入金したるのみにて残り1441銖也の催促に対しては言を左右に

托して未だに支払はざる旨本職に訴へ出でたり。

右の外現在当国裁判所の係争中に係るもの一件あり。原告チントツク（貸主）被告瀬島（借主）間の金銭貸借に関する仏暦 2476 年 8 月 20 日付パタニー裁判所の判決として瀬島は 2846 銖 99 士丹也及訴訟費用並弁護料として百銖を判決後一ヶ月内に支払ふべきことの言渡を受けたるが之を執行せざる為原告は被告の財産差押へを裁判所に申請したり。勿論現在の瀬島は動産不動産皆無なるも唯内縁の妻清水エキの名義にて家屋を一軒所有し居るを以て原告は此の家屋を以て債務の幾分に充当せられたきことを裁判所に申請したり。依て瀬島は周章狼狽して右家屋は法律上の妻にあらざる内縁の妻清水エキのものなるを以て本件被告の債務に充てらるべき筋合のものにあらずと為し在盤谷鹽田厚を頼り或は在パタニー某暹羅人弁護士を手なづけ又は本職の同地出張を利用して本職に其の裁判所に対する証言方を請ひ若は当館に対し本件に付事実と相違する不正の証明方を願出づる等只管右家屋の保有方に努めつつあり。

今回瀬島に対する申告調査の結果は申告したる事実の確証を握ること困難にして中には既に事件発生後相当の年月を経過し現在其の関係者も方々に散住又は不明なる関係上申告事項に対し一々対質調査すること至難なりき而も申告の内容には不確実なる点ありと認めらるべきもの 1, 2 なきにあらず。

然る処今回申告者側が結束して瀬島の非行を摘発するに至れる所以のものは申告者連に対する瀬島の脅迫的不穩の放言と彼等の営業上最も重大関係にある個人の信用に関する悪口を放言せらるるが為直接其の営業を阻害され居ることの忍び難きに原由するものと思料さる。

本職の見解

以上瀬島の言行は徒らに

- (1) シンゴラ以南の在留邦人に恐怖の念を抱かしめ居ること。
- (2) 邦人の悪口を放言するが為各邦人の信用を阻害するの虞ある者なること。
- (3) 永年に亘り該地方の土人等を欺瞞して借金し今や其の額 1 万銖以上となり居り外国人に対し邦人の名譽及信用を傷けたるものなること。
- (4) 性狡猾にして詐欺横領の行為あるも巧みに法網を潜るべく悪辣なる手段を講ずる癖を有し（全々道義の觀念なく傲慢尊大振りなることは本職の出張して本人に就き親しく察知せる処なり）無稽の放言を為し邦人の体面を損じ居ること、等に因り此の際瀬島に対し左の処分を採らるること可然哉に思料す。

処分

向ふ二ヶ月内に自発的に暹羅国を退去すべきことの諭示

右当館の諭示に応ぜざる場合は断然当国政府に依頼して追放処分を為すこと。

尚瀬島は現に 26 年間連れ添ふ内縁の妻清水エキとの二人暮らしなり。

因に本件に関し当館に対し申告を為せるものは左[下]記の9名にして久松徳之助は常に左記各名の代表者として行動せること本項冒頭記載の通り。

在シンゴラ 久松徳之助
 同 古谷重次
 在ヤラー 鍋島万助
 在バンナラ 芝儀一
 在サイブリー 乙守錨
 同 竹市藤平
 在パタニー 石井袈裟松
 同 森才太郎
 同 押切安五郎
 以上。

南暹羅地方邦人数表（昭和9年3月11日現在調）

住所	本業者	職業	家族数
バンドン[スラタニー]	田辺吾一	歯科医	2
同	中川栄次郎	呉服雑貨商	2
同	辻田末太郎	蛎養殖	1
ナコンシリタマラート	入江茂	歯科兼写真業	1
同	蕨和玉造	医師	1
同	坂本友喜	機関手	2
トラング	河原甚吉	歯科兼写真業	
シンゴラ	久松徳之助	歯科医	7
ヤラー	鍋島万助	歯科医	2
バンナラ	芝儀一	医師兼写真業	1
同	土島一雄	旅館業	1
同	白旗慶次郎	理髪	
サイブリー	乙守錨	売薬	3
パナレ	大月作治	歯科医	1
パタニー	瀬島正彦	医師	1
同	森才太郎	歯科医	
同	押切安五郎	歯科医	

同	石井袈裟松	洗濯業	2
同	韓処信	売薬	1
ハドヤイ	長尾シゲ	支那人妾	
ヤラー	渡辺モト	印度人妻	

出所：村嶋英治編集・解説『天田六郎氏遺稿、シャムの三十年など』、早稲田大学アジア太平洋研究センター研究資料シリーズ No.8,2019 年、242-249 頁（早稲田大学レポジトリ掲載）

なお、瀬島正彦は、タイから追放されることなく、1940 年 4 月 1 日現在の泰国日本人会会員名簿に、地方会員瀬島正彦の名が記載されている。